

お知らせ

相談 行政と暮らしの一日相談所開設

当日は各機関から専門官が参加し、無料、先着順でみなさんの相談に応じます(弁護士相談は事前予約制)。

日時 10/14(土)13:30～16:30

場所 ラポール枚方4階 大研修室

出席機関 大阪弁護士会、大阪司法書士会、近畿税理士会、大阪土地家屋調査士会等

申込 10/3(火)9:00から枚方市役所広聴相談課 ☎861-2006

☎ 総務省近畿管区行政評価局行政相談課

☎06-6941-8358

枚方市広聴相談課 ☎841-1559

教育 就学時健康診断

令和6年4月に小学校入学予定の子どもの健康診断を行います。該当者には、9月下旬頃に「小学校就学時健康診断通知書」を郵送していますので、詳細をご確認ください。

場所 就学予定の各小学校等(予備日はゆうゆうセンター)

対象 平成29年4/2～30年4/1生まれの人

内容 歯科健診

※内科健診は医療機関で各自受診してください。

次のときは連絡してください

▷小学校就学時健康診断通知書が届かない。

▷9/20以降に転入した人で通知書が届いていない。

▷事前に何か相談を希望する。

☎ 学務保健課 ☎810-8011



子育て 子ども子育て総合相談窓口 オンライン相談

妊娠、出産、子育て期の悩みのオンライン相談を開設します。

日程 ①11/1(火)②11/15(火)

時間 10:00、14:00(相談時間は1回30分)

対象 市内在住者、交野市に里帰り中の人

申込 ①10/18(火)～30(月)

②11/1(火)～13(月)web予約

☎ 健康増進課 ☎893-6405



人権 なくそう部落差別

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。同条例は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を守るため、部落差別事象を引き起こすおそれのある個人および土地に関する事項の調査、報告等の行為を規制しています。部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

☎ 府民文化部人権・同和企画グループ

☎06-6210-9282

環境 野外焼却(野焼き)は原則禁止です

一部の例外(農業者が行う稲わら・もみがら等の焼却等)を除き、廃棄物の野焼きは禁止されています。また、例外に該当する焼却を行うときでも「煙たい」「洗濯物ににおいがつく」等の苦情が多く寄せられています。たとえ例外に該当する場合であっても、燃やす量や風向き、時間帯等、周囲の生活環境に十分配慮してください。

☎ 環境衛生課 ☎892-0121

防災 交野市総合防災マップを全戸配布しています

市では総合防災マップを改訂し、改めて市民のみなさんに全戸配布しています(配布時期9月中旬～下旬)。自宅の周辺の危険箇所等を事前に確認し、災害時の避難行動に役立てましょう。

☎ 危機管理室 ☎892-0121



防災 青年の家が地震時の指定避難所に

青年の家は風水害の避難所として指定していましたが、武道施設と一体的に活用することにより、地震災害時の避難所として指定しました。これに伴い地震・風水害両方に対応した指定避難所が23か所となります。

☎ 危機管理室 ☎892-0121

教育 学校ホームページをリニューアル

小中学校のホームページをリニューアルしました。ぜひご覧ください。

☎ まなび未来課 ☎810-8010



暮らし 暮らしの便利帳を全戸配布します

市の制度や手続き、歴史等の情報を一冊にまとめた「かたの暮らしの便利帳」を10/1(日)～31(火)に、市内の全戸に配布します。みなさんの暮らしの手引きとしてお役立てください。この冊子は㈱サイネックスとの共同発行で、作成・配布にかかる全ての経費は広告料により賄っています。

☎ 情報マーケティング課広報担当 ☎892-0121



報告 「交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」の運用状況

令和4年度の要望等の件数は1,536件で、生活環境の改善に関する要望が多く寄せられました。不正な要望等に該当する案件はありませんでした。なお、令和5年度は7月末時点で不正な要望等に該当する案件が1件ありました。市は今後も職員の職務に関する不正な要望等に適切に対応できるよう取り組みます。

☎ 総務課 ☎892-0121

消費者相談 | ネットで申し込み後、電話勧誘され1年間契約

Q 化粧品品のいつでも解約可能なコースをインターネットで申し込んだ後、「1年間契約の方がお得」と事業者から電話があり契約を変更しましたが、クーリング・オフできますか？

A 通信販売にはクーリング・オフの適用はありませんが、1年間契約は電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフを記した契約書面を受領後8日間は可能です。

助言 クーリング・オフを電子メールで行う場合は、必ず送信したメールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。

※掲載の相談事例は、当時の法令や社会状況に基づく内容です。状況により解決内容が異なる場合があります。

ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003